

安芸市立 6 保育所 AED 貸貸借業務仕様書

I. 業務の名称 : 安芸市立 6 保育所 A E D 貸貸借業務

(地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)

本件は、賃貸人が所有する A E D (自動体外式除細動器) を安芸市が借り受け、賃料を支払うものである。

契約台数 : 6 台

契約期間 : 令和 7 年 8 月 1 日～令和 12 年 7 月 31 日 (5 年間)

納入場所 : 安芸おひさま保育所、穴内保育所、井ノ口保育所、土居保育所、
川北保育所、伊尾木保育所

納入期限 : 令和 7 年 8 月 1 日

II. A E D の内容詳細

《1》機 能

(ア) 使用範囲 : A E D で非医療従事者が充分使用できるものであること。

(イ) 使用期間 : 長期 (5 年以上) の使用に耐えうる機器であること。

(ウ) 医療機器承認 : 厚生労働省による医療用具の承認を得ていること。

(エ) その他 : ① 電極パッドは機器本体に接続した状態で保管ができること。

② 成人及び小児 (8 歳までを想定) を対象とした小児用電極パッドの使用ができる機器、又は、成人用・小児用の切り替え機能がある機器であり、安全性が確認されている機器であること。

③ 医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた機種であること。

④ 胸部圧迫 (心臓マッサージ) のテンポをピッチ音でガイドできること。

⑤ バッテリーは充電タイプでないこととし、残量が少ない場合、本体の蓋を開けることなくアラーム音等で報知できる機能を有すること。

⑥ セルフチェック機能があり、不具合があればアラーム等で警告する機器であること。

⑦ 音声ガイダンスは日本語によること。

⑧ 「日本版救急蘇生ガイドライン 2 0 2 0」に適合する機器であること。

⑨ 波形除細動出力波形は二相性であること。

《2》安 全 性

医療電気機器の安全に関する規格に適合していること。

《3》納入数量 安芸おひさま保育所、穴内保育所、井ノ口保育所、土居保育所、川北保育所、伊尾木保育所 各 1 台

《4》製品構成 (1 台あたりの構成を表す)

品名	内容	数量
AED 一式	(1) AED 本体：1 台 (2) バッテリー：1 個 (3) 電極パッド：1 組（成人用 1 組、小児用 1 組又は成人・小児兼用を 2 組） (4) AED 用救急セット ① 人工呼吸用マウスピース又はシート：1 個 ② 使い捨て手袋（ニトリルゴム製等）：1 組 ③ 救急用ハサミ：1 個 ④ 脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1 個 ⑤ 汗等水分払拭用布：1 枚 (5) 収納用キャリングケース：1 個	1 セット

《5》AED の納入

納入については、《3》に記載する納入場所に直接納品するものとする。

なお、納入及び賃貸借契約の満了に伴う AED の返却費用は、賃貸人の負担とする。

《6》権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

《7》一般的事項

本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。

《8》付帯条件

①契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とする。

②契約期間中、契約受託者の責任において以下のサービスを付帯すること。

- ・成人用除細動パッド 1 組、小児用除細動パッド 1 組、バッテリー 1 個を使用期限前に各施設に送付すること。
- ・AED 納入時に取扱い説明を実施すること（現地での説明を行うこと）。
- ・実使用時に必要な消耗品の交換を定期的に追加料金なしで実施すること。
- ・破損や故障等の際、修繕・交換を追加料金なしで実施すること。
- ・いつでも使用できる状態を保つために、本体・バッテリー・電極等の全てを定期的にチェックできること。また、機器に異常が発生した場合等は、即時に対応できること。

《9》支払方法

本 AED の賃貸借料の支払は、毎月払い（履行後翌月払い）とする。

《10》注意事項

仕様確認のため、一般競争入札参加資格申請書と一緒に入札予定の機器が載ったカタログも必ず

同封して提出すること。なお、カタログには該当箇所に印をつけること。

なお、仕様を満たしていない場合は、本競争入札に参加できないものとする。

以上